

令和8年度

禁煙外来治療費を助成します

最大10,000円



「やめたくてもやめられない」それは、意思が弱いからでなく、体がニコチン依存症になっているからです。ニコチン依存症は病気です。ニコチンの(血中)濃度が下がると不快感が起こります、この不快感が離脱症状なのです。不快感を消失させるために、喫煙を繰り返してしまいます。医師により、ニコチン依存症と診断された場合、不快な離脱症状を治療で和らげながらたばこをやめる、禁煙治療を受けることができます。

健康保険適用の禁煙治療を終了した方の自己負担額の一部を助成します。

対象者 ※下記の条件を満たす方

- (1)助成金申込みをした日から申請日までにおいて市内に住所を有する、20歳以上の方
- (2)20歳以上の妊婦または20歳未満の方や妊婦と同居している方
- (3)令和8年4月1日以降に、健康保険適用の禁煙治療を開始する方
- (4)市税の滞納がない方
- (5)初めて禁煙外来治療費助成を利用される方
- (6)治療を終了してから1年以内



助成額

禁煙外来治療費自己負担額の2分の1に相当する額(上限1万円) 先着15名

申請方法

STEP1 保健センターに申請

禁煙外来治療を開始する前に、保健センターに「取手市禁煙外来治療費助成金申請書(様式第1号)」を郵送又はご持参ください。※申請書はホームページからもダウンロードできます。

STEP2 治療

令和8年4月1日以降に禁煙外来治療を開始します。
※治療最終日に、禁煙外来治療の終了を証する書類をもらってください。

治療終了後

STEP3 保健センターに報告書等の提出

申請期限:令和9年3月31日

申請書類は裏面をご覧ください。

STEP4 交付決定通知書・お支払い

申請後1ヶ月以内に決定通知書を送付し、お支払いします。

【お問い合わせ先】取手市立保健センター
0297-85-6900(ガイダンス3)

報告書等の提出

裏面:申請方法のSTEP3で必要な書類です。



取手市禁煙外来治療費助成
ホームページ
申請に必要な書類がダウンロードできます。

- 1、取手市禁煙外来治療費助成金実績報告書兼請求書(様式第3号)
- 2、禁煙外来治療に要した医療費及び薬剤費の診療明細書と領収書の写し
- 3、禁煙外来治療の終了を証する書類
- 4、母子健康手帳の写し(妊婦および妊婦と同居している方のみ)
- 5、振込口座がわかるもの
- 6、印鑑(持参の場合のみ。郵送については、修正箇所がある場合、二重線を引き、押印してください。)

市内禁煙治療が受けられる医療機関

(令和8年3月24日現在)

	医療機関(50音順)	電話番号 市外局番(0297)	所在地
1	有田内科整形リハビリクリニック	70-3331	毛有 363-2
2	医療法人順心会とりで医院	74-6131	青柳 114
3	JAとりで総合医療センター	74-5551	本郷 2-1-1
4	戸田医院	78-3333	戸頭 6-18-16
5	東取手病院	74-3333	井野 268
6	松丸内科クリニック	70-2012	下高井 1969-14

※予約制の場合もありますので、必ず、受診前に医療機関へご確認ください。

※専門外来日は直接医療機関へお問い合わせください。

※取手市外の医療機関で、禁煙外来治療を受けた場合にも、治療費助成の対象となります。

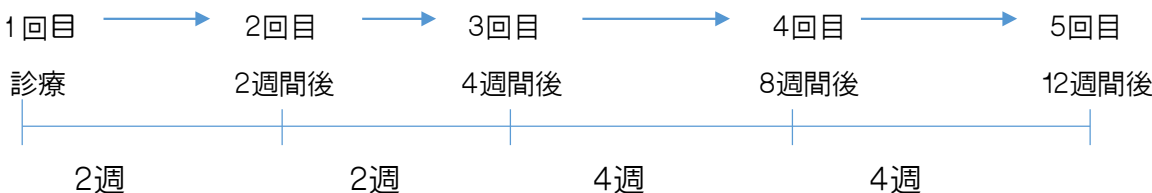
禁煙治療を受けることができる方 (電子たばこも含む)

以下の要件をすべて満たした方のみ、12週間に5回の禁煙治療に健康保険が適用されます。

1. ニコチン依存症についてのスクリーニングテストで5点以上の方
2. 1日の喫煙本数×喫煙年数=200以上の方(35歳未満の場合、この要件はなし)
3. 直ちに禁煙することを希望する方
4. 禁煙治療を受けることに文書で同意している方

保険診療の流れ

※健康保険を使った標準禁煙治療は、12週間に5回のプログラムです。



茨城県内の、禁煙治療に保険が使える医療機関については、
日本禁煙学会のホームページからもご確認いただけます。



一般社団法人日本禁煙学会

「茨城県内の禁煙治療に保険が使える医療機関」

http://www.kinenmap.jp/hoken/list.php?pref_id=8